

町税の納期内納付にご協力ください

町税は、町の歳入の約4割を占め、私たちの暮らしを支える様々な施策の貴重な財源であり、定められた期限(納期限)までに自主的に納めていただくものです。

税金を納期限までに納めなかった場合は、本来納めるべき税金のほかに延滞金が加算されます。また、滞納したままの状態が続くと、税負担の公平性を確保するため、差押えにより強制的に徴収することになります。

皆さまには、納期内納付にご理解とご協力をお願いします。

問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】

令和元年度差押件数

預貯金	所得税還付金	生命保険	給与・報酬	その他	合計
305件	38件	8件	27件	1件	379件



納税相談窓口 ～休日開庁・夜間開庁のお知らせ～

- ◆10月の開庁日【休日】(午前8時30分～正午) **10月11日(日)**
【夜間】(午後8時まで) **10月26日(月)**
※夜間は庁舎西入口(夜間入口)からお入りください。

- ◆相談窓口の問合せ…税務課収税係【☎35-1221(内線1121~1125)】
※納税相談の場合は、あらかじめお電話でご連絡ください。

町県民税第3期、国民健康保険税第4期の納期限は**11月2日(月)**です。税金のお納めには便利な**口座振替**をご利用ください。
 〔口座振替日は納期限日となります。残高不足等で振替ができなかった場合、再度の振替はできませんので、残高の確認をお願いします。〕

不正軽油に関する情報をお寄せください

不正軽油
110番



埼玉県マスコット「コバトン」

不正軽油の製造・運搬・販売・使用は“犯罪”です。
 「不審なタンクローリーが頻繁に出入りしている！」
 「異常に安価な軽油の売り込みを受けた！」
 「黒煙など通常とは異なる排気ガスを出して走行していた！」
 など、不正軽油についての情報をお寄せください。

埼玉県マスコット「さいたまっち」

【不正軽油とは…??】

不正軽油は、軽油引取税が課せられない重油や灯油を混和したり、これらを軽油に混ぜてトラック等の燃料として使用・販売されています。不正軽油は、軽油引取税の脱税のみならず、公正な市場競争を阻害し、大気汚染等環境や健康にも重大な悪影響を引き起こしています。



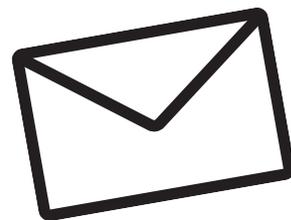
埼玉県不正軽油撲滅対策協議会

情報提供窓口 埼玉県税務課 E-mail a2640-06@pref.saitama.lg.jp

☎TEL 048-830-2665



ご自身とご家族の安全・安心のため 『防災メール』の登録をお願いします!!



町では、町民の生命、身体および財産を脅かす火災や地震、洪水、防犯などの大切な情報を防災行政無線で放送していますが、場所や気象状況等により放送が聞き取れない場合があります。

近年、全国各地で多発する災害を踏まえ、災害から命を守るため、自ら情報を取得する取り組みとして、一人一人が『防災メール』を受け取るように登録をお願いします。

防災メールは、どこにいても受け取ることができ、必要な情報が文字として残り、時間が経過してからも見直すことができます。また、お伝えできる情報も、より詳細な内容とすることができます。

携帯電話、スマートフォン、タブレット、パソコンなど、メールができれば簡単に無料で登録いただけます。なお、情報取得にかかる通信料は、利用者の負担となりますので、ご了承ください。

【登録方法】

①QRコードを読み取ります

携帯電話のカメラアプリを起動し、カメラレンズを右記QRコードに近づけて防災メールのアドレスを読み取ります。



登録用メール
アドレス
QRコード

②空メールを送る

p-bousaikamisato@m.bmb.jpを選択する案内が表示されます。その通り選択するとメール作成画面が表示されますので、空メールを送ります。

※読み取れない場合は、メール画面を開き、あて先の所へ『p-bousaikamisato@m.bmb.jp』と打ち込み、空メールを送ります。

※空メールとは、内容などの入力せず、「送信」だけをする事です。

③登録が完了すると、メールが届きます

※登録完了のメールが届かない場合は、ドメイン指定受信を設定されていることが考えられますので、携帯電話ショップ等にご相談の上、設定の変更をお願いします。

その際「@town.kamisato.jp」からのメールが受信できるように設定して、再度、手順に従い操作をお願いします。

問合せ…くらし安全課防災安全係【☎35-1226】

防災行政無線「戸別受信機貸与事業」募集の終了について

広報かみさと8月号でお知らせしました「戸別受信機貸与事業」につきましては、お申し込みがなく、お問い合わせもありませんでしたので、募集を終了いたします。

また、戸別受信機は、自治体ごとに専用の機器であり、海外での受注生産の部品も使用されることから、少数の購入では価格が割高になり利用者の負担も大きくなります。これらのことから、再募集は行いません。

今後は、防災メール利用の推進、電話で放送内容の聞き直しができる自動応答サービスの導入、令和3年3月にコミュニティFM放送局として開局が予定されている「ほんじょうFM」での放送など、必要な情報を確実にお届けできるよう、防災情報伝達手段の多重化を進めます。

町民の皆様に必要な情報をお届けできるよう、引き続き取り組みを進めますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

問合せ…くらし安全課防災安全係【☎35-1226】

横断歩道では歩行者優先の徹底をしましょう！



埼玉県歩行者優先
イメージキャラクター
「さいたまお父さん」

横断歩道の歩行者の優先は交通ルールの基本ですが、信号機のない横断歩道でドライバーにこのルールが守られていない現状があります。

- 横断歩道に近づいたら**減速**しましょう！
- 横断歩道に歩行者がいたら**停止**しましょう！
- 横断歩道手前での**追い抜き・追い越し**は禁止です！

※道路交通法では横断歩行者等妨害等について定められており、罰則・違反点もあります。

3か月以下の懲役または5万円以下の罰金
(過失の場合は10万円以下の罰金)

違反点2点

＼この標識・標示の先に横断歩道があります！／



◀YouTubeにて動画配信中
(埼玉県公式チャンネル)

「あおり運転」は犯罪です！

道路交通法の改正で、
いわゆる「あおり運転」が規定されました。

①「あおり運転」をした場合

他の車両等の通行を妨害する目的で、一定の違反行為（下記を参照）をし、交通の危険を生じさせる恐れのある運転をすると・・・



3年以下の懲役または50万円以下の罰金

免許取消(違反点25点/欠格期間2年※1)

②「あおり運転」により危険が生じた場合

①の罪を犯し、高速自動車国道等で他の自動車を停止させるなど著しい交通の危険を生じさせると・・・



5年以下の懲役または100万円以下の罰金

免許取消(違反点35点/欠格期間3年※2)

「あおり運転」の対象となる一定の違反

- 対向車線からの接近や逆走
- 不要な急ブレーキ
- 車間距離を詰めての異常接近
- 急な進路変更
- 左からの追い越しや無理な追い越し
- ハイビームの執拗な継続
- 不必要なクラクションの反復
- 幅寄せや急な加減速
- 高速自動車国道の本線車道での低速走行
- 高速自動車国道や自動車専用道路での駐停車

※1 前歴や累積点数がある場合には最大5年

※2 前歴や累積点数がある場合には最大10年

もし「あおり運転」に遭遇してしまったら、回避、避難、通報をしましょう！

10月24日(土)

小型家電回収のお知らせ

◆問合せ…くらし安全課生活環境係
【☎35-1226】

◆日時…10月24日(土)、午前9時～11時30分

◆場所…上里町役場西側職員駐車場

◆費用…無料

◆回収方法…利用者持参

◆荒天中止

上里町役場西側職員駐車場にて、小型家電回収を行います。

新型コロナウイルス感染症対策の一環として、規模を縮小して実施します。前回は紙や衣類も回収しましたが、今回は**小型家電のみ**の回収です。

資源ごみを適切にリサイクルすることで、金属・レアメタルなどの有用金属が再資源化されるほか、廃棄物の削減にもつながります。資源再利用のため、回収にご協力をお願いいたします。

【当日の流れ】

①入口から入場→②収集場所まで車を移動する→③小型家電を車から降ろす→④出口から退場

※場内は**一方通行**です。ご注意ください。

※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用してご来場ください。

【回収するもの】

- 調理家電(炊飯器・食器乾燥機・電子レンジ等)
- 生活家電(掃除機・ゲーム機・電動ミシン・固定電話・携帯電話・ファックス・プリンタ・扇風機・ストーブ等)
- オーディオ・ビジュアル機器(ステレオ・ラジカセ・電子楽器等)

【回収できないもの】

- 家電リサイクル法対象機器(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機)
- ブラウン管モニター
- 電球、蛍光灯、電池、ストーブの灯油
- 布や木製部分が含まれるもの(例:こたつ、木製枠のCDコンポ、電気カーペット等)
※ただし、分解してあれば機械部分のみ回収できます。

今回は、紙・衣類は
回収しません。

◀「収集場所」周辺図▶



3 R を推進しよう ～循環型社会への取り組み～

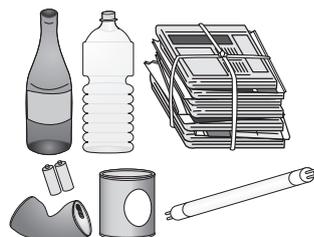
◆問合せ…暮らし安全課生活環境係【☎35-1226】

3 R って
なに？

資源の有効利用には3Rの推進が必要です。必要な対策のReduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の頭文字をとって3Rと言われています。「3R」は循環型社会のキーワードです。

マイバッグ、マイ箸、はかり売りを利用し、ゴミとなるものを生活からなくしていきましょう。

R リデュース
Reduce
(ゴミを出さない)



R リユース
Reuse
(使えるものは再使用する)

使い捨て商品ではなく繰り返し使えるマイボトルなどを利用しましょう。
中古品を購入することも対策の一つです。



R リサイクル
Recycle
(分別して再利用)

「販売店に戻す」「資源回収を利用する」などをして、リサイクルにつとめましょう。

上里町での取り組みについて

資源ごみ収集所で回収した缶・ペットボトル等は、再利用され、地球環境の保護につながっています。また、資源ごみの回収量に応じ、町から各行政区等に対して補助金を交付しています。平成30年度のごみ排出量は町民一人あたり一日約975gです。町民、事業者、行政が一体となって、ごみを減らしていきましょう。

ごみを減らすために ～できることから始めましょう～

私たちの暮らしの中で、毎日発生する可燃ごみ。その多くは生ごみが占めています。

ごみの減量には生ごみの減量が欠かせません。日々の生活をひと工夫して、生ごみを減らしましょう。

○生ごみのもとを減らしましょう！

- ・食材を買い過ぎない
- ・食べる量で調整する
- ・食材は無駄なく使い切る
- ・料理に使えない所は濡らさず、直接ごみ箱(袋)へ入れる

○生ごみ処理のひと工夫！

生ごみの腐敗や悪臭のおもな原因は、生ごみに含まれる水分です。水分を減らすための工夫をすることで、生ごみの悪臭や腐敗防止に役立つとともに、ごみの減量や温室効果ガス削減にも効果があります。

生ごみに含まれる水分を減らすために、次のポイントを押さえましょう。

- ・濡らさない
- ・しぼる
- ・乾かす

生ごみの約80%は水分です。生ごみの水切りをしていただくことにより、重量の約10%が減り、ごみ処理費用とエネルギーの削減となります。
地球環境のためにみなさんのご協力をお願いいたします。



◆問合せ…暮らし安全課生活環境係【☎35-1226】